

理事会が設定するテーマに関する検討、報告書の作成及び研究発表等を行うこと。

- 2 前項第一号の企画運営委員会、第二号の編集委員会、第三号の資格制度運営委員会（研修委員会）、第四号の広報委員会は、当法人の中軸的な委員会として連携しつつ積極的に業務に当たるとともに、その所掌の範囲で、その他の委員会に対して必要な指示を行うものとする。

（運営規程）

第50条 第46条3項に定めるほか、委員会は、それぞれ所掌業務に関する運営のための規程を制定することができる。同規程は、理事会の承認を得るものとする。

第11章 補 則

（事務局）

第51条 当法人に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、原則として、事務局の担当理事が務め、職員は、代表理事が任免する。

（実施細則）

第52条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める。

附 則

（最初の事業年度）

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年10月31日までとする。最初の事業年度の事業計画書及び収支予算書は、第38条の定めにかかわらず、最初の事業年度の開始後、可及的速やかに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けるものとする。

（設立時の役員）

2. 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	荒井 稔
設立時理事	石倉 正仁
設立時理事	泉 陽子